

検定試験の自己評価シート

自己評価実施日: 令和 5年 4月 1日

検定事業者名: 特定非営利活動法人 日本パーソナルカラー協会

検定試験名: 色彩技能パーソナルカラー検定

【4段階評価の目安】

A: 達成されている B: ほぼ達成されている C: やや不十分である D: 不十分で、改善すべき点が多い

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
<p>【評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、受検者や活用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自身が、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。</p>						
I 検定試験の実施主体に関する事項	① 組織・財務	1	<p>《検定試験の目的》 ○検定試験の目的が明確であるか。</p>	<p>協会は、2001年に設立し、パーソナルカラーの普及促進、活用分野の拡大、社会的貢献を目的に活動しているNPO法人です。 当協会の検定試験は、色の見分けとパーソナルカラーに必要な色彩理論および色の属性による効果を学び、それらを実践的に活用できる技能の到達度を認定するもので、パーソナルカラーの実務としての普及と幅広い活用分野の拡大を目的としている。</p>	A	目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、常に改善に務めている。
		2	<p>《検定事業の実施に関する組織体制》 ○検定試験の目的を達成するための組織として、検定事業実施体制(役職員体制、事務処理体制、危機管理体制、内部チェック体制等)が適切に構成されているか。</p>	<p>検定事業の目的を達成するため、以下の組織とルールに従って適切に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 検定事業実施の運営体制 <input checked="" type="checkbox"/> 役職員体制…検定試験に関する役職員の権限及び職務は、定款及び試験規程等の規約に定め、其々の責務を明確にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 事務処理体制…円滑な検定試験運営のため、試験規程に基づき適切な事務処理を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理体制…検定試験運営マニュアルを定めて対処出来るようにしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 内部チェック体制…定款と共に試験規程を定め、検定試験運営に対する内部チェックを厳格に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> その他…検定試験委員会及び試験問題作成部会を設けて、厳正な試験運営に務めている。</p>	A	
		3	<p>《検定実施主体の財務経理情報の備え置き》 ○実施主体の財務経理情報を備えているか(検定試験を継続して実施している場合には、複数年分の財務経理情報を備えているか)。</p>	<p>協会の財務経理情報を備えており、東京都のNPO法人概況及び当協会のHPにて公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> 備えている書類…(1)収支計算書及び事業報告書。(2)貸借対照表。(3)損益計算表、(4)販売費及び一般管理費内訳書、(5)収支予算書及び事業計画表、などの収入支出に関する帳簿及び証拠書類。</p>	A	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
I 検定試験の実施主体に関する事項	① 組織・財務	4	《検定実施主体の財務経理の監査》 ○財務経理に関して、定期的、または、適宜監査を受けているか。	財務及び業務の監査を定期的にかけている。 <input checked="" type="checkbox"/> 受けている(内部監査) (会計士による財務諸表の作成、年度内の理事会への監事の同席、年度末の監事による会計監査を行っている。)	A	
		5	《検定事業以外の事業との区分》 ○検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。	検定事業とそれ以外の事業との区分が明確で、帳簿においても明確に区別している。 <input checked="" type="checkbox"/> 区分が明確である。	A	
		6	○その他の特記事項等。			
	② 情報公開、個人情報	7	《検定試験に関する情報公開》 ○受検者や活用户(学校・企業等)に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。	協会のホームページ、検定ガイド、公式テキストなどで、検定試験に関する情報を公開している。 URL: https://www.p-color.jp/ MAIL: info@p-color.jp TEL: 03-6434-0013	A	受検者にとって必要な情報を提供していくとともに、個人情報の保護を徹底していく。
		8	《個人情報保護》 ○受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。	協会のホームページ、検定ガイド、各講座申込書などで個人情報保護方針を掲載している。また理事を含むすべての職員に、個人情報保護に関する教育を継続的に実施している。 受検者情報が登録される電子機器のセキュリティーを常に高めるように対処している。	A	
		9	○その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
I 検定試験の実施主体に関する事項	③ 事業の改善に向けた取組	10	<p>《質の向上に向けた取組》 ○目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されているか。</p>	<p>検定試験の終了後、試験実施の団体校へのアンケートによるフィードバック、またCBT試験を委託した第三者機関より結果データの提出等による試験問題の解答難易度や設問の難点等に関する結果の分析、全体の評価を行なっている。 これらの結果を受けて、検定試験委員会での審議・検討を行い、試験問題作成部会に次回試験に対する方向性を示し、常に改善に取り組んでいる。</p>	A	パーソナルカラーを取り巻く社会環境の変化に対応していく。
		11	<p>《内容・手段等の見直しの体制》 ○知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常時見直す体制となっているか。</p>	<p>検定試験委員会において、パーソナルカラーに係る色彩理論、または職能としての時代性など、パーソナルカラーの知識・技能に関連する社会変化に対応して、検定試験の出題内容や実施方法を見直す体制を整えている。</p>	A	
		12	○その他の特記事項等。	<p>情報公開等…定款・役員名簿・設立主旨・事業計画及び収支予算書・事業報告及び収支決算書などに関し、東京都のNPO法人一覧のホームページでの掲載や閲覧申請による公開を明確にしている。 個人情報保護…協会ホームページ(https://www.p-color.jp)、検定ガイド、などに個人情報保護方針を掲載している。</p>	A	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
II 検定試験の実施に関する事項	【評価の視点】 適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受験手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。					
	① 受験手続等	13	《検定試験の概要》 ○検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域（分野）、対象層（受験資格等）、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっているか。	協会の試験規程により、試験の意義と目的、実施方法、出題範囲、合否判定等を定めている。モジュール1、モジュール2、モジュール3というクラス別の内容も、試験規程に定めてホームページ、検定ガイド、公式テキストに明示している。	A	受験内容、方法、範囲等の受験者にとって必要な項目を、分かりやすくパンフレット、ホームページで情報提供をしてゆく。
		14 該	《受験資格》 【受験資格を制限する試験の場合】 ○年齢や事前の講座受講の有無等によって受験資格が制限されている場合には、その合理的な理由が示されているか。	受験資格に関して、特別の制限を設けてはいない。ただし、モジュール1と2を併願受験した時にモジュール1が合格していないとモジュール2の合格は認められない。またジュール3を受験する時は、モジュール1及びモジュール2の両方に合格している条件がある。	A	
		15	《受験手続・スケジュール等》 ○試験の実施規則・要項等において、受験手続・スケジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを行っているか。	協会の試験規程に基づき受験手続やスケジュールを適切に定めている。個人受験、団体受験に、問題点が生じた場合には、検定試験委員会にて再検討し見直しを行っている。	A	
		16	《問い合わせ先の設置》 ○受験者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。	問い合わせ窓口を、以下のように設置して公開している。 ☑受験手続に関する問い合わせ窓口 本部事務局 TEL:03-6434-0013(11:00-17:00 月～金)、 MAIL:info@p-color.jp URL:https://www.p-color.jp/ ☑試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 試験問題及び合否に係る問い合わせには応じませんが、その他の問い合わせには、上記の本部事務局に同じ。	A	
	① 受験手続等	17	《受験料》 ○受験料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。	検定料(受験料)の設定は、受験者数の増減が生じても準備資金を確保し、継続して試験が実施運営できるように適正な検定料を定めている。	A	
		18	《障害者への配慮》 ○障害者が受験する場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。	障害者に対しては、事前申請していただいた上で、会場・問題・答案用紙等の対応が可能な限り対応することを試験規程で定めている。	A	
		19	《多くの受験者が簡便・公平に受験できるための配慮》 ○より多くの受験者が、簡便、かつ、公平に受験できるような配慮が行われているか。	インターネットによる検定申し込みを受け付けている。また団体受験制度とともに、個人受験に対してはモジュール1、モジュール2、モジュール3すべてにCBT方式の試験を導入し、全国に検定会場を設け全国の受験者に配慮している。	A	
		20	○その他の特記事項等。			
	II					

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
検定試験の実施に関する事項	② 試験実施	21	《作問・審査体制》 ○検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されているか。	協会の試験規程に基づき、専門家により編成された検定試験委員会および試験問題作成部会において、出題問題および解答が作成される。基準解答によるコンピュータ採点を行うことで、公正な採点結果を導き出している。	A	受検実施の公平・公正が常に担保され、厳正な検定試験を実施できているかを、常に審議し引き続き改善改良に取り組む。
		22	《情報の管理体制》 ○検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、情報管理対策(情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意喚起など)が講じられているか。	検定試験委員及び試験問題作成部員、職員には秘密保持義務を課している。また、職員内でも情報へのアクセス制限を設け、担当部門以外からのアクセスを遮断している。なお発注する印刷会社にも、厳重なセキュリティレベルを担保できることを条件とし、価格のみで選定・委託してはいない。	A	
			《各試験会場を総括する責任者の配置》 ○各試験会場を総括する責任者が配置されているか。	協会が定めた検定試験運営マニュアルに基づき、協会本部に各検定会場を統括する責任者を配置。また各検定会場にも、協会会員の有資格者を会場責任者として配置している。団体校についても、各団体の担当者(教員等)が責任者となり検定試験、運営マニュアルに従い行う。CBT方式の試験会場は、第三者機関に委託している。	A	
		24	《試験監督業務についての共通理解》 ○試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られているか。	検定試験運営マニュアルを定めており、試験実施前に会場責任者、試験官へ配付され、理解が図られている。CBT方式では、第三者機関に委託している。	A	
		25 該	《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】 ○検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平さが確保されているか。	それぞれの実施団体校と公正な実施に関する誓約書を交わすとともに、試験実施前には検定試験運営マニュアルの配付や電話・メール等での注意点の周知を行っている。また、協会本部より試験を実施している団体校等に適宜出向し、検定試験運営マニュアルに基づいて実施されているかを視察し、本部会場と同等の公平さが確保されているかの確認をしている。	A	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅱ 検定試験の実施に関する事項	② 試験実施	26	《受検者の本人確認》 ○受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるよう講じられているか。	検定試験運営マニュアルに定める受検票と身分証明書の提示方法で行う。身分証明書を忘れた場合は、マニュアルに定める幾つかの方法で確認する。CBT方式の場合は、第三者機関が定める本人確認の方法で行われる。	A
		27	《不正行為等への対応策》 ○受検者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。	協会の試験規程に不正行為の受験者に対し試験の停止を定めている。試験官は検定試験運営マニュアルに基づき、不正行為に対処できるようにしている。 また、運営者側の不正に対しては、試験日に各実施団体校を訪問することがあることをあらかじめ周知し、実際にランダムに訪問することで、団体校側がマニュアルを遵守し適正に実施することを促している。	A
		28	《天災等のトラブルへの対応》 ○試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されているか。	交通機関の遅延があった場合には、本部責任者の指示に従い対応する。天災等の緊急事態の場合は、試験規程の基づいて対応する。なお状況に応じて試験開始時刻の繰り下げや次回検定日への振り替えなどは、検定試験委員会の協議に委ねる。	A
		29	○その他の特記事項等。		
	③ 学校の単位認定や入試等に活用される検定試験	30 該	《受検機会の確保》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。	団体校による団体受験の場合は、年2回(モジュール1、モジュール2)及び年1回(モジュール3)の受験日に関し、団体校の行事に重なる場合は、受験日前後1週間の幅で、試験日の設定を認める配慮を行う。	A
		31 該	《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○当該検定試験と学校教育との関係性(学習指導要領に基づく学校における学習との関連等)が明確に示されているか。	該当しない。	
		32 該	《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。	該当しない。	
		33 該	○その他の特記事項等。		

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅱ 検定試験の実施に関する事項	④ コンピューターを使って行う検定試験	34 該	《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○IDとパスワード等で本人確認が行われているか。	CBT方式での受験の場合(モジュール1、モジュール2、モジュール3)は、受験確認メールと本人確認証(身分証明書、運転免許証等の書類)によって受験会場の受付で提示することで本人確認を行う。	A
		35 該	《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○テスト画面や操作方法が受検者にわかり易くなっているか。	モジュール1、モジュール2、モジュール3の個人受験は、全てCBT方式。パソコン利用のCBT方式は、専門の第三者機関に運営を委託し、画面や操作方法に関し分かりやすいように指示している。画面での色彩判断は、微妙な違いが生じるので、当日にカラーチャートを配布して対応している。	A
		36 該	《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っているか。	CBT方式試験を運営する第三者機関に委託し、コンピューターの安定性に努める契約を行い、安定的な運営体制を取っている。	A
		37 該	○その他の特記事項等。		
Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項	【評価の視点】 検定試験の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査・採点の基準等が適切であること。				
	① 測定内容・問題項目	38	《検定試験の設計》 ○検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れるよう、設計が行われているか。	色彩やパーソナルカラーの知識のみではなく、具体的な応用方法から職能に結びつく技能など、様々な分野・領域からの出題もし、受験者の知識・技能をより正確に測定できるように設計している。	A
		39	《試験問題と測る知識・技能の関係》 ○検定試験の設計に従って、各問題項目がつけられているか。	検定試験委員会の決定した出題範囲及び方向性に基づき、試験問題作成部会による検討を経て試験問題の作成を行っている。	A
40		○その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項	② 審査・採点	41	《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 ○審査・採点の基準が明確に定められており、また、これが当該検定試験の設計と合致しているか。	モジュール1, 2, 3、それぞれの試験に対応した審査基準を定め、概略をホームページや検定ガイド、公式テキストに明示している。採点基準、合否ラインに関しても同様に明示している。	A
		42 該	《主観的な評価における採点の公平性の確保》 【面接・論文・実技等の主観的評価の場合】 ○面接・論文・実技等の主観的評価について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についての共通理解が確保され、公平な採点がなされているか。	記述式の回答方式は、取り入れていない。全て客観的な判断に基づいた選択式の回答方式としている。	A
		43	○その他の特記事項等。		
	③ 試験結果に基づく 試験の改善	44	《試験結果に基づく試験の改善》 ○試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。	試験結果から得られたデータに基づき、試験の問題内容、出題の方法、用語上の問題点など解答率の悪い問題などを毎回試験終了後に検定試験委員会で検証審議し、その検証結果を試験問題作成部会に指示し、試験問題改善に取り組んでいる。	A
		45	○その他の特記事項等。		
	④ 使っ て コン ピ ユ ー タ ー を 用 意 す る 事 項	46 該	《コンピューターと紙の試験の公平》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。	モジュール1, 2, 3の検定試験において、個人受験でのCBT方式、団体受験でのマークシート方式においても、パソコンによるクリックと鉛筆によるマークという手段の違いのみで試験問題は同じことから同等の公平性を保っている。	A
		47 該	○その他の特記事項等。		

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
IV 継続的な学習支援・検定試験の活用促進	【評価の視点】 検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。また、受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者において適切な取組を進めていること。				
	48	《検定の結果を証明する書類の発行》 ○検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 発行している モジュール1合格者には合格証、モジュール2合格者にはパーソナルカラーアシスタントアドバイザーの認定証、モジュール3合格者にはパーソナルカラーアドバイザーの認定証と認定バッジ、を授与する。	A	
	49	《受検者が獲得した知識・技能の明示》 ○受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断し得るよう明らかにしているか。	授与する認定証にその資格の難易度が記載され、特にモジュール3合格者は「パーソナルカラーアドバイザー(商標登録)」の称号が付与される。 またホームページや検定ガイド等で、資格取得者を紹介して社会での活躍などを掲示している。	A	
	50	《検定試験と活用先の能力の関係》 ○当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。	ファッションや美容などの業種をはじめ、人と色彩が関連する職業において、職能としての評価が高く、履歴書の資格欄に取得ランクを記載して自己アピールに利用されている。	A	
		《受検者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 ○受検者に対して、試験の合否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受検者の継続的な学習の参考になる情報が提供されているか。	試験結果の個々の得点は公表していないが、全体的な得点グラフを示すことで、今後の継続的な学習の意欲を促進するように務めている。	A	
	52	《試験問題等の公開》 ○過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されているか（ただし、試験の性質上、公開することによって、事後の出題に影響が生じるものを除く）。	過去問題集を発行し、受験の参考に供している。	A	
	53	《活用事例の調査・把握》 ○学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・把握しているか。	専門学校とともに社員教育として取り組む企業などの実情を調査し、今後の検定試験の運用等に活かしている。	A	
	54	○その他の特記事項等。			